



# JAL不当解雇撤回ニュース

No070号 2011.10.19  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819  
<http://www.phenix.or.jp/ikkk/>

## 不当労働行為 = 争議権投票への介入 JAL が東京都労働委員会を提訴 「使用者でなく出資者」「言論の自由」と開き直る 第1回口頭弁論(10月17日)

### 提訴の内容

本件は、日本航空が2011年8月3日に東京都労働委員会より交付された不当労働行為救済命令を不服として、命令の取り消しを求めて東京地裁に提訴した事件です。

原告は日本航空、被告は東京都ですが、今回は日本航空乗員組合、日本航空キャビンクルーユニオンが参加人として、申し立てを行い、裁判に加わりました。

### これまでの経緯

2010年11月、日本航空乗員組合とCCU組合が、整理解雇問題で争議権確立の組合員投票を実施中に、JALの管財人だった企業再生支援機構の幹部二人が「争議権を確立したら3,500億円の出資をしない。」と恫喝ともいえる発言を行いました。これに対し2労組は、12月8日、東京都労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行いました。2011年8月3日に会社の主張はすべて却下され、「組合への支配介入であり、不当労働行為である」と認定されました。しかし、会社はこの命令を不服とし、命令の取り消しを求めて、東京地裁に提訴しました。

#### 会社側主張

- あくまでも使用者ではなく、出資者の立場であった。
- 言論の自由はあるはずである。
- 都労委で審議が尽くされていない。



#### 日航乗組小川委員長

この裁判では行政罰はないが、命令に従わない会社の姿勢を職場に知らせていきたい。12月には不当解雇裁判も結審することから、闘いを盛り上げていきたい。



今回初めて最高裁前で、ピラを配りましたが、大変関心が高く、300枚のピラが、40分あまりでなくなりました。

#### CCU 内田委員長

この事件は不当解雇と一体の中身を持っているので、この裁判の中身を職場や、世間に広く知らせていきたい。



### 次回公判 12月12日(月)10:30より 東京地裁527号法廷